

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	12月	通牒	
日 後前 3時 45分	日 後前 2時 20分	日 後前 2時 10分	日 後前 1時 50分	日 後前 2時 30分	日 後前 3時 10分	日 後前 3時 0分	日 後前 2時 10分	日 後前 2時 5分	日 後前 2時 5分	日 時	
片岡	下	多野	山本	中野	日野	天	若	北	北	受 信 者 氏 名	
り	伊	田	石	津	池	野	口	若	若	取 扱 者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		電信先		憲兵司令部		東京都市遞信局		電話通報先	
				衆議院速記課		拓務省警務課		內閣情報部		警電	
				貴族院委員課		銀座 自五、一三一 至五、一三九		省內電話 五四〇番		一、〇〇五番	
				村北		銀座 三八九〇番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		12月	
				四、一三一番		月		月		23日	
				月		日		日		日	
				日		日		日		日	
				後前		後前		後前		後前	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	
				分		分		分		分	
				時		時		時		時	

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電 通 牒 先 話
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 牒 日 時
1	青田	杉本 若根	堤 若根	山本 若根	三浦 若根	鈴木 若根	石川 若根	下中 若根	青木 若根	受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電 話 通 報 先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通 報 日 時
										受 信 者 氏 名
										取 扱 者 印

此票取扱任事
 杉本若根
 取扱
 杉本若根

東京都市遞信局
 直通電話又ハ
 赤坂三六七番
 省內電話
 五四〇番
 拓務省警務課
 銀座
 自五、一三三番
 至五、一三九番
 衆議院速記課
 木鈴
 銀座
 三、八九〇番
 貴族院委員課
 村北
 銀座
 四、一三一番

極秘

日支對南係調整方針ノ内容ニツキ内閣ヨリ發表
 表マ、タル場合對南由對策トシテ現行差
 止、日支南係調整ノ根本方針ノ内容ハ之ヲ
 推知ス、キ、項ト虽モ内閣發表以外一切
 ヲ如何ニス、ハキヤ

一、現行差止、其存存置スル案

一、現行差止、其存存置スル案
 對テハ、政治的、特殊地域ノ設定、軍事ニ
 關スル、項以外ハ、差支、キ、旨ノ、電、指
 導、ヲ、行、フ、ノ、案

一、全面解除ヲ行フ、ノ、案
 (軍事ニ關スル、ハ、大部分ハ、陸海軍省
 令ニ、抵、觸、ス)

一、全面解除ヲ行フ、ト、同時ニ

内閣

日支關係調整ノ根本方針中政治的
 特殊地域ノ設定 並軍事ニ關スル事項
 二軍付テハ當局一内閣及外・陸・海
 三者ノ發表以外一切之ヲ……高
 第三國ノ權益ヲ故意ニ排除スルカ如キ
 等致シ用ヒサルコトトノ別個差止
 ヲ發令スルノ安未

内閣

七
〇

圖書課長 

事務官 

理事官 

東京八社 (大朝、大毎、ハ、東、日、東朝ヨリ連絡ス) 電話坊道才案


本月二十八日附ロンドンタイムス紙所載「日本平

和を語る」ト題スル論説ハ時局柄國內的ニ悪影

響ヲ及ボス虞アリト認メラルハヲ以テ之ヲ新聞

紙ニ掲載セサル様記事編輯上中注意相成度

十月二十八日

内務省 

手配

票

電 話 先 通	通 牒 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印	電 話 通 報 先	通 報 日 時	受 信 者 氏 名	取 扱 者 印
警視廳	12月28日 前6時50分	川田	西本	憲兵司令部 警電 一〇〇五番	12月28日 前5時50分	佐藤	山本
大阪	12月28日 前6時50分	松浦	山本	東京都市遞信局 直通電話又ハ 赤坂三六七番	12月28日 前6時50分	高梨	山本
愛知	12月28日 前8時10分	北川	山本	省內電話 五四〇番	12月28日 前6時50分	山本	山本
福岡	12月28日 前7時	菅田	山本	拓務省警務課 銀座 自五、一三一至 至五、一三九番	月 日 前 時 分		
宮城	月 日 前 時 分			衆議院速記課 銀座 三八九〇番	月 日 前 時 分		
北海道	月 日 前 時 分			貴族院委員課 北村 銀座 四、一三一 番	月 日 前 時 分		
新潟	月 日 前 時 分			電 報 手 配			
石川	月 日 前 時 分						
廣島	月 日 前 時 分						
香川	月 日 前 時 分						
				發 信 先	發 信 日 時	取 扱 者 印	
				各殖民地當該官	月 日 前 時 分		
				各廳府縣警察部長	月 日 前 時 分		

大朝、大毎各本文社へ連絡方東日(液四)車(八木)へ電話又

12月28日 6時55分 山本



警保局長 *tel*

十二月三十日

圖書課長

事務官 田中

理事官



東京(北)大阪(北)名古屋(西)福岡(西)
各府県各支庁一週報

十二月三十日

田中

今冷江精和、声昭ハ、生、内若粒、各、収、情、勢

ヲ、見、テ、支、那、國、民、ニ、對、シ、呼、ビ、掛、ケ、ム、コ、ト、シ、テ、

中、國、國、民、ニ、對、ス、ル、コ、ト、推、察、ス、ル、

ルリ 字 本 性 以 事 取 扱 之 事 予 予 ハ 以 一 号 ヲ 撰 念

明 之 星 太 記 各 臨 之 中 留 意 上 二 二 一 三 ハ 勿 解

一 北 流 解 説 五 高 記 事 号 一 切 一 記 事 之 更 一

記 事 傳 輯 上 中 在 意 和 烟 五

記

一 汪精衛一派行動トは原則ト何等カノ異様

アムガ如キ事柄ハ暗黒ト云ハルカ如キ事ト是レ一切掲

裁セザルコト

二 今下迄声浪ヲ批判スルニ當リテハ何事ノ自主的

立場ヲ冷靜ニ是レ非レニ態度ヲ以テ察ス

コト

内務省

三、中声の対し余白の取法又ハ紙目ノ意ハ

表之如中聲ノ度ヲ探ルガニト又中声の寫

例ニ従ヒ我國長感情ノ刺戟ハ往籍ル

一紙ニ對シ不ハ要ナル情要感ヲ排去セザル

紙目意ハニト

四、中声の支那ノ意ハ反響ノ体ヲハ正確

詳細に報告し、希望するに國民政府内部、

高橋等が、諺文の取柄に國民^我及び共和

樂觀、急進を醸成せしむるが如きことあり

注意を乞ふこと

其の声浪は、粵、滬、及び国内輿論、分裂を

招来するが如きことあり、注意を乞ふこと

八社指導

通話先	通話日時	受信者名	取扱者印																																																
<table border="1"> <tr> <td>中外</td> <td>都</td> <td>國民</td> <td>報知</td> <td>讀賣</td> <td>日日</td> <td>朝日</td> <td>同盟</td> </tr> <tr> <td>至自 一五三 一五六 一五三</td> <td>至自座 三三五 一七一 〇〇九</td> <td>至自座 五五五 五五七 五五九</td> <td>至自ノ内 〇〇五 五五二 六五三 六一一</td> <td>至自橋 一一一 一五六 一一一 一九〇</td> <td>至自ノ内 〇〇三 三三二 三三三 一一一</td> <td>至自ノ内 〇〇一 一一二 四三三 一一一</td> <td>至自座 二二二 一一七 二二二 二二五</td> </tr> </table>	中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	至自 一五三 一五六 一五三	至自座 三三五 一七一 〇〇九	至自座 五五五 五五七 五五九	至自ノ内 〇〇五 五五二 六五三 六一一	至自橋 一一一 一五六 一一一 一九〇	至自ノ内 〇〇三 三三二 三三三 一一一	至自ノ内 〇〇一 一一二 四三三 一一一	至自座 二二二 一一七 二二二 二二五	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> <tr> <td>日後前 4時 30分</td> <td>日後前 4時 15分</td> <td>日後前 4時 15分</td> <td>日後前 4時 20分</td> <td>日後前 4時 5分</td> <td>日後前 4時 25分</td> <td>11月 31日 日後前 4時 6分</td> <td>11月 31日 日後前 4時 15分</td> </tr> </table>	月	月	月	月	月	月	月	月	日後前 4時 30分	日後前 4時 15分	日後前 4時 15分	日後前 4時 20分	日後前 4時 5分	日後前 4時 25分	11月 31日 日後前 4時 6分	11月 31日 日後前 4時 15分	<table border="1"> <tr> <td>深川</td> <td>角園</td> <td>紅梅村</td> <td>近本</td> <td>古川</td> <td>堀</td> <td>北野</td> <td>三浦</td> </tr> </table>	深川	角園	紅梅村	近本	古川	堀	北野	三浦	<table border="1"> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>伊川</td> <td>時次</td> <td>手次</td> <td>4</td> <td>三浦</td> <td>大石</td> </tr> </table>	4	4	伊川	時次	手次	4	三浦	大石
中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟																																												
至自 一五三 一五六 一五三	至自座 三三五 一七一 〇〇九	至自座 五五五 五五七 五五九	至自ノ内 〇〇五 五五二 六五三 六一一	至自橋 一一一 一五六 一一一 一九〇	至自ノ内 〇〇三 三三二 三三三 一一一	至自ノ内 〇〇一 一一二 四三三 一一一	至自座 二二二 一一七 二二二 二二五																																												
月	月	月	月	月	月	月	月																																												
日後前 4時 30分	日後前 4時 15分	日後前 4時 15分	日後前 4時 20分	日後前 4時 5分	日後前 4時 25分	11月 31日 日後前 4時 6分	11月 31日 日後前 4時 15分																																												
深川	角園	紅梅村	近本	古川	堀	北野	三浦																																												
4	4	伊川	時次	手次	4	三浦	大石																																												

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先話		
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	12月31日 後前 4時35分	12月31日 後前 9時10分	12月31日 後前 9時10分	12月31日 後前 9時10分	通牒日時		
						鈴木	佐藤	佐藤	青木	受信者氏名		
						鈴木	佐藤	佐藤	伊東	取扱者印		
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		電話通報先		通報日時	受信者氏名	取扱者印
						貴族院委員課 北村	衆議院速記課 鈴木	拓務省警務課	內閣情報部			
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	4月 7日 後前 5時0分	12月 31日 後前 5時10分			
								小島	中山			
								伊東	大石			

圖書課長

十二月二十日

事務官

理事官



車窓(一社)乃取番公、物名、各多要口刊也
各多具及各社以地多該良是國造(一社)業

江精志、廿日香港、新多事大声昭、若表、夕

二が中、記事取報、(突、)在、月、子、三、日、附、一、時

月、五、日、(豆、)記事取報、注意、事項、申入、(社

亦因下作親事
 簿籍上而任是
 抄及(香島)封
 矣此事取係上而任是
 抄及

十二月二十三日東京八社懇談會ニ於ケル汪精衛等所謂同憂具眼ノ士ノ行動ニ關スル記事取扱上ノ注意事項

當本事項ハ大阪、愛知、福岡ノ特高課ヲ通ジ管下主要日刊社ニ内密指導シタリ

一 汪精衛等同憂具眼ノ士ノ行動ト日本側ト何等カノ關係アルガ如キ事項ハ外字紙ノ轉載ト雖一切掲載セザルコト

二 其等ノ行動ニ對シ支援ヲ爲シ又ハ贊意ヲ表スルガ如キ事項ハ一切掲載セザルコト

三 前各項ニ關シテハニュースノミナラズ解説、社説、經濟記事等總テニ亘リ注意スルコト

四 本件ニ關シテハ原則トシテ號外ヲ發行セザルコト
特ニ必要ト認メラルル場合ハ事前ニ連絡ノコト

五 本件記事取扱ニ當リテハ原則トシテ張鼓峰事件ノ取扱ニ準ズルコト
特ニ必要ト認メラルル場合ハ事前ニ連絡ノコト

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日	受信者名	取扱者印				
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五五	月 日 後前 二時 分	月 日 後前 一時 五八分	月 日 後前 二時 五分	月 日 後前 一時 五分	月 日 後前 一時 五分	月 日 後前 五時 分	坂井 塚東 松山 長沼 岩下 八木 和川	— — — — — —

圖書課長

一月二日

田中事務官ノ御指撥ニヨリ指導あり

事務官

理事官

(株式会社 神谷式務店)

東京(八社) 大阪(四社) 愛知(五社) 福岡(五社) 主要日刊指導案

本日某社ヨリ平沼枢密院議長が近ク更迭
 スルヤニ関スル記事掲載差支ナキヤ照會アリタ
 ルが右ニ政司不安ニ関聯スルモノト認メラルニ付
 假令政司不安ニ関聯セシムルコトナク更迭ノミヲ
 單獨ニ扱フ場合ト雖モ時向柄面白カラザルニ
 依リ一切記事掲載セザル様記事編輯上御
 注意相成度

事務官

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通牒日 時	
						山 中	北 川	上 甲	飯 田	受信者 氏名	
						々	々	々	坊 也	取扱者 印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長	發信先	電報手配							電話通報先
				月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
發信日時		取扱者印								東京都市遞信局	直通電話又ハ 赤坂三六七番
										憲兵司令部	省内電話 五四〇番
發信日時		取扱者印								內閣情報部	銀座 自五、一三三番 至五、一三九番
										拓務省警務課	銀座 三八九〇番
發信日時		取扱者印								衆議院速記課	銀座 四、一三一番
										貴族院委員課	北村



事務

官界

理事

事官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

官

一月三日

内務省

東京ハ社非公式懇談会

近衛首相ハ本日秋田陸一私邸ニ於テ記者団ト

共同會見ヲ爲シ「~~極~~極力本會誌ノ内容ニ對シテ

何れノ通知ヲ爲ス道
記事掲載ニ對シテ願度

内務省

閣下相が、秘府蔵書とあるか又は毎在野大

臣とあると、強く言ふ敢かあるか、何うか

答
一

丁申詔から、親望とあるのは、強く言ふ敢かあるか、何うか

地回は無在野とあるか、強く言ふ敢かあるか

閣下相は強く言ふか

答
秘府蔵書とあるか

内務省

陸軍は本部に於て、如き旨に於て

陸軍本部に於て、如き旨に於て

陸軍本部に於て、如き旨に於て

陸軍本部に於て、如き旨に於て

陸軍本部に於て、如き旨に於て

陸軍本部に於て、如き旨に於て

内務省大臣は、如き旨に於て

各事

「青島」

「飛松」

「結城」

「結城」

「結城」

「結城」

平に、おのり、

「本産は、留、

内務省、院、議、長、の、後、は、

加、副、議、長、と、な、り、と、

為、少、子、の、下、は、た、り、と、

内務省

河日藏相訖要旨。

總理之會見ニ付例ノ款ヲ引キ、今日ノ状況ヨリ云ハレ

總理ノ河人 變ラト陸相ノ變ラトハヨリナリナリ。

目今ハ強ク又 近衛ト進退ヲ甘ニスル

陸相ノ者勢ニ出スルヲ 任ナク條約ニナリ、總辭職

ニテモ 其ノ日ニ 右命降リ、ニリナリト思フ。

内務省

書課長

事務官 理事官



平定少北作交、速路業

定刻事法、平定事不協方、爲信新、小松澄和印

定在平定相下、以定國上、共白、定人、定事、定中、定

外部、定其、定其、定其、定其、定其

定其、定其、定其、定其、定其、定其、定其、定其

定其、定其、定其、定其、定其、定其、定其、定其

内務省

警保局長

圖書課長事務

理事官

内務省

自印の於ける記者団ト一問一答の要旨

参考

平沼、只今大乗を拝して考りました

こゝから直ちに組閣にかゝる心算
である

向近衛首相との會見内容如何

答 現任首相だから市挨拶をする必要

がある。其の他色々お話することか

あるので、こゝから、お目にかゝる。

内近衛首相を何等かの形で居残つて世襲ふ

原を希治王を持つて居るか

答 其の是非は何とも申上げられぬ、何しろ、只今

大命を拜し、左ばかりで、先の事は判らん

内五相、余、漸の閣僚には居残りを求めるか

答 申上げられぬ

向 地田佐相と會見するか

答 組閣本部にかけ行って見なければ判らん
向 今晚中に組閣出来る見込みあるか

答 今晚中には二、三の人に會みかけて全部

出来る上るとは思はない 今晚は自印

に帰って寝る 眠り中には組閣を

完成したいと考へて居る

八社指

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先
芽場 至自 一一六 五五六 二二 一一	銀座 至自 三三五 一一七 〇〇 九一	銀座 至自 五五五 五五七 五五 九〇	丸の内 至自 〇〇 五五二 六五三 一一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸の内 至自 〇〇 三三二 三二三 一一	丸の内 至自 〇〇 一一二 四三三 一一	銀座 至自 二二五 一一七 二二 五二	通話 先
月	月	月	月	月	月	月	一月	通話日
日 後 〇時 五分	日 後 二時 分	日 後 〇時 五分	日 後 〇時 五分	日 後 〇時 五分	日 後 〇時 五分	日 後 〇時 五分	日 後 〇時 五分	時
大田	三井	山崎	坂中	小沢	高野	長谷	平野	受信者名
			堀					取扱者印

八社指

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	進話先		
芽場 至自 一一六 五五六 五三三 三一	銀座 至自 三三五 一一七 〇〇 九一	銀座 至自 五五五 五五七 五五五 九〇	丸の内 至自 〇〇五 五五二 五六三 六一	京橋 至自 一一五 一一六 一一 九〇	丸の内 至自 〇〇三 三三二 三二二 一一	丸の内 至自 〇〇一 一一二 四三三 一一	銀座 至自 二二五 一一七 二二二 二二五	通話先 一月 三日 午後 五時 〇分	受信者名 中山 森 甲 坂 長 岩 北 平	取扱者印 坂 大 大 大

書課長

一月三日午後十時起案

事務官兼理事官

第一案

昭和十四年一月四日

警保司圖書課長

警視庁特高部長

大坂警視庁福見左衛門尉警務部長

一宛

新聞記事取締二件

廿日午前十時(警視庁管下)時刻ヲ指示ス

中保の年次... 警視庁... 警務部長... 左衛門尉... 事大連... 為...

七六

三期之左記事頃、管下各主要は刊社に由
通達相成度

主要は刊社に通達事項

今次由閣更迭ニ关スル記事ハ内閣書記官
長表、時刻、期之記事掲載スルニ毎々
但之内閣更迭事情ニ付テハ政府發表ノ趣

上曰、則、特、左記事項御留意、上記事項

編輯相成度

記

一、今次内閣更迭ハ支那事變新段階ニ及

スル為メ内閣、根本的刷新強化ヲ計ラン

ガ為行ハレタルモノナル兵ニ重兵ヲ置キ此ノ線

沿ヒ記事取扱ヲ為スコト

ニ近衛内閣辞職ノ理由トシテ对支國策遂

行ニ关シ閣内ニ根本的意見ノ对立ヲ生じ

タル結果ナリト為スガ如キ事項ヲ掲載セザ

ルコト

中外	都	國民	報知	讀	日日	朝日	同盟	通話先
至自 一五 五三 六一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 二二 五一	通話先
9月 5日 午前 10時 30分	9月 7日 午前 10時 30分	9月 5日 午前 10時 32分	9月 5日 午前 10時 30分	1月 6日 午前 10時 30分	2月 3日 午前 10時 30分	5月 3日 午前 7時 4分	1月 4日 午前 10時 3分	通話日 時
青島	桐原	井上	松山	鶴本	沼田	八木	松植	受信者名
日守	石川	若槻	伊東	牛原	西本	塔也		取印者印

八
指
導

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分	通牒日時	
						内田	南	阪	赤松	受信者氏名	
						伊東	伊東	伊東	伊東	取扱者印	
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先	
								東京都市遞信局		警電 一〇〇五番	
月 日 時 分		發信日時		取扱者印		內閣情報部		省內電話 五四〇番		通報日時	
						拓務省警務課		銀座 自五、一三九 至五、一三九			
月 日 時 分		發信日時		取扱者印		衆議院速記課		銀座 三八九〇番		通報日時	
						貴族院委員課		銀座 四、一三一番			

中世ハ其美餘
施行ノコト

第二案

午前八時電報表法

伊東

昭和十四年一月四日

警保司 図書課長

右存存具 警察部長 宛

新聞記事取締ニ関スル件

政局不安ニ関シ本日内閣書記官長ノ發

表(午前中ノ見込)ノ時刻ヲ期シ解除ノ事

是ニ付右御含置、上適宜管下各主要日
刊社ヲ御指導ヲ相成度

尚右發表ニ关シテハ當課ヨリ電牒スル外同

鹽通信社ヨリモ連絡セシムル等ニ付為念

第三案

昭和十四年一月四日

警保司図書課長

警視庁、大阪、愛知、福岡各府有具宛

(内閣書記官長發表文及發表時刻表)

前記各府有具、除各府有具宛

(左記全文)

新聞記事取締ニ関スル件

本日午前十一時三十分内閣書記官長より辞
表捧呈ニ关シ發表アリ

追而今次内閣更迭ニ关スル記事取扱ニ关シ左
記事項ヲ管下各主要日刊社ニ可憐御指道ヲ
相成度

左記ハ第一案左記事項ト同一

内閣書記官長談 一月四日午前十一時三十分

總理ハ只今辞表ヲ取纏メテ閣下ニ捧呈

スル為メ参内シマレタ

圖書課長

事務官 田中

理事官

首相の辞職理由

借覧

内務省

本日私は閣下に辞表を捧呈致し
ました。私は昨年六月迄しき以て閣下
も大命を揮し内閣首班の重責に
ありまするや、白ならずして、支那事変

の勲章を見るに至り内外の時局は頗る
重大を加へたのであります

私は菲方其の位に堪えざるを恐小たので
あります。事態の推移は容易に内閣
の更迭を許さぬものかありました。故に
敢て急遽に鞭打ち今日に及んたのであ
ります。

此より今や事変は新段階に入り乍ら
永遠の平和を確保すべく新秩序
の建設に向つて主力を注ぐべき時期に
到達致しました

惟ふに此の新なる事態に処するが爲に
は新なる内閣の下に新なる満度
政の構想工夫を廻らし以て民心の
新

を固る事の必要なるを確信するもので
あります

此も事變に及すべき帝の不動の方針
は皇親に因らるるも聖断を仰いで確定せ
られて居るのであります

私は今こそ皇太子を拜辞すべくしてあり
ましてこの上尚ほに止まることは恐懼に

内務省

懋之ぬと鬼公事す
是關下は該日を
乞ひ事つた所以下あり事す

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	月 日 後前 時分	通牒日時
北島	三村		野村	あや	中村	遠永	何	阿部	玄宿	受信者氏名
イ	伊		伊	イ	イ	伊	伊	伊	伊	取扱者印
電 話 通 報 先										
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		憲兵司令部		東京都市遞信局		内閣情報部
						警電 一〇〇五番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		省内電話 五四〇番
月 日 後前 時分		月 日 後前 時分		月 日 後前 時分		月 日 後前 時分		月 日 後前 時分		月 日 後前 時分
										村上
										海原
										伊

電 話 通 報 先

通 報 日 時

發 信 先

發 信 日 時

取 扱 者 印

各 殖 民 地 當 該 官

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

各 廳 府 縣 警 察 部 長

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

貴族院委員課 村北

銀座 四一三一番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

衆議院速記課 木鈴

銀座 三八九〇番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

拓務省警務課

銀座 自五、一三一至五、一三九番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

内閣情報部

省内電話 五四〇番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

東京都市遞信局

直通電話又ハ 赤坂三六七番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

憲兵司令部

警電 一〇〇五番

月 日 後前 時分

取 扱 者 印

揚子江の如き江の流るる如し

日豊国信ノ事以て之中 玉其座堂 機屋取

立極ノ以て之に 石揚子江 揚屋に之を以て

其支那中部之如し玉其分列也、如我運高物以て

「我西白人之心、如我舟の運る如し、
如也し之の如し」

揚子江の如し、揚子江の流るる如し、
揚子江の流るる如し、揚子江の流るる如し

出又「昔屋老」横景以可「積極的」以子揚

我下此么ん子針

日望通信  又「高味」系「現地」

相吉坂及「我」の「入」る「ん」若「し」

書課
事務官

昭和十四年一月十日(午) 午二時零分三十分
東京(八社) 大阪、愛知、福岡各府県下発行主要日刊
電報指導案

事務官

本日塩野道信大臣車中談中 对支海運會社

二 函件八 昭和十三年十一月十五日附送支通牒

二 抵觸スルモノニ付新聞紙ニ掲載スル檢記事

編輯上 市況表 相安交

(通信者及船名) (林予及) 連絡あり

福厚 一三四〇 安積
 右段 一三四八 中長
 左段 一三五五 少年

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	社	指導	通話日	時	受信者名	取扱者印
至自 五五三 五五三	至自 三〇九	至自 五五〇	至自 六六三 六六三	至自 三一九〇	至自 三三三 三三三	至自 〇〇三 〇〇三	至自 三三三 三三三	至自 三三三 三三三	八	指	一月十日	〇時五十分	杉井	杉井
後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	後前	社	導	〇時五十分	〇時五十分	杉井	杉井
一時八分	一時五分	一時五分	一時〇分	一時五十分	一時五十分	一時五十分	一時五十分	〇時五十分	社	導	〇時五十分	〇時五十分	杉井	杉井
道己	中山	田園	山本	永限	加藤	栗原	杉井	〇時五十分	社	導	〇時五十分	〇時五十分	杉井	杉井
、	、	、	、	、	、	、	、	〇時五十分	社	導	〇時五十分	〇時五十分	杉井	杉井

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日 時	
						山	市	安	警	受 信 者 氏 名	
								1	2	取 扱 者 印	
發 信 先			電 報 手 配			憲兵司令部		東京都市遞信局		內閣情報部	
						拓務省警務課		衆議院速記課		貴族院委員課	
發 信 日 時			發 信 日 時			警電 一〇〇五番		直通電話又ハ 赤坂三六七番		省內電話 五四〇番	
月 日 後前 時 分			月 日 後前 時 分			銀座 三五、一三九番		銀座 三八九〇番		銀座 四、一三一番	
取 扱 者 印			取 扱 者 印			氏 名		取 扱 者 印		氏 名	

正任白田 務省

官長

事務官

理事官

一月二十日

遊園不監船司全事回

事務官白田

(正任白田)

東京、大阪、兵庫各主要日刊社電話通達案

昭和十三年九月九日附記事編輯上注意方申入候

外國船舶ノ傳船計畫ニ関スル件ハ帝國議會(秘密會

ヲ除ク)ニ於ケル政府委員ノ言明及質疑應答ノ範圍ニ限

リ記事掲載差支無之

七九

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日 時
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受信者氏名 取扱者印 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 各殖民地當該官 各廳府縣警察部長 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 發信先 電報手配 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 發信日時 取扱者印 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 貴族院委員課 衆議院速記課 拓務省警務課 內閣情報部 東京都市遞信局 憲兵司令部 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 村北 木鈴 至五、一三九番 省內電話 赤坂三六七番 警電 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 銀座 銀座 自五、一三三番 五、四〇番 直通電話又ハ 一、〇〇五番 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 四、一三一番 三、八九〇番 至五、一三九番 五、四〇番 赤坂三六七番 警電 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 月 日 後前 時 分 </div>										
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 受信者氏名 取扱者印 </div>										

圖書課長

事務官

理事官

一月三十日午後七時半

内務省

東京七社非公式電話指導

本日附同盟通信社会第三十五号「オワペン、ハイマー

博士來朝云々」ノ記事中第一頁「真理のみは永

遠に」ヨリ次頁「抹殺することは出来な」マテ

日獨交友関係上悪影響アリト認メラルルニ

因り削除セシメタルニ付貴社記事

編輯上御注意相成度

内務省

八社指導

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	通話先	通話日時	送信者名	取扱者印
至自 一五三三	至自座 三三五七 〇〇九一	至自座 五五五七 五五五九〇	至自ノ 〇〇内 五五二六 六五三一	至自橋 一一五六 一一九〇	至自ノ 〇〇内 三三三三 三三三一	至自ノ 〇〇内 一一二四 三三三一	至自座 二二五七 一一二二 二二五一		11月 1日 後前 八時/分	高向 不	
									7月 4日 後前 七時五分	村上	
									7月 4日 後前 七時五分	坪内	
									7月 4日 後前 七時四分	松山	
									7月 4日 後前 七時四分	前川	珍規
									7月 4日 後前 七時四分	千歲	
									7月 4日 後前 七時三分	大島	
									1月 31日 後前 七時五分	三浦	

同盟 社會 第三十五號 十四年一月三十日

◎オツペン・ハイマー博士來朝

烈を語る一眞理は永遠」

(神戸電話) ユダヤ人排斥の國策に依り淋しく故國ドイツを追はれた經濟學並に社會學の世界的泰斗・元ドイツ・ベルリン・フランクフルト兩大學教授フランツ・オツペン・ハイマー博士は令嬢レナルダ(二一)さんと共に渡米の途次三十日午後三時半神戸入港の五五汽船フエリツクス・ルーゼル號で來朝神戸ホテルに入つた。此の日東京からは會てのドイツでの教へ子慶應大學小泉總長代理として同校秘書山本敏夫氏が和田譯まで出迎へ何くれと斡旋の勞を取つた。悲劇の主人公オツペン・ハイマー教授は日本語の上手を令嬢を傍らに記者團と會見。「眞理のみは永遠だ。ドイツが私を抹殺しやうとしてもリカードとマルク

續くケ

同盟 好世五五
三(用)
7し内初原

スと私の名を經濟學から抹殺することは出來ない」と七十五歳の老軀に烈々たる學徒の意氣を示しながら語る

私は最初醫者として立ち後に哲學を研究し更に經濟學及び社會學を研究、約十年間ベルリン大學で講義する傍らフランクフルト大學の講義をも兼ねました、その間日本の學生も多數ドイツに留學したので直接私を知つてゐる人も多數に上ると思ひます。ドイツに於ける私は既に十年前停年により職を辭し爾來共濟組合の實際と理論に努めて來ましたが、實際的なものは今や全部失つてしまひました、對ユダヤ人政策は私の語るべき問題ではありません、しかし眞理こそ永遠なもので、日本の賀川豐彦氏の社會運動については非常に興味をもつてゐるので是非とも會つて見たいと思ひます



日支戦争については何分知識を持つてゐないのでお話しすることは出来ませんが戦争は經濟問題の複雑性から爆發するものと思はれます、勿論日本が人口多く資源の乏しいことはよく知つてをります鬼に角非常に文化的で而かも美しい景色と親切な國民に恵まれたお國を訪ね得たことは嬉しい限りです、上陸後は四、五ヶ月横濱附近で休養し渡米の考です、アメリカでは私は社會學會名譽會員でもあり加州大學の研究指導教授でもあるのでここに落着く考です、娘は、故

國ドイツに歸したい

令嬢レナルタさんは「横濱遊りに落着いて日本語を勉強したい」と美しく微笑んでゐたが東上は卅一日午後零時廿五分三宮驛發つばめの豫定である

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話 先話	
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒 日 時	
						山本	南	杉浦	栗原	氏 受 信 者 名	
						伊東	伊東	伊東	道幸	取 扱 者 印	
發 信 先		各 廳 府 縣 警 察 部 長		各 殖 民 地 當 該 官		電 報 手 配		憲兵司令部		東京都市遞信局	
								內閣情報部		拓務省警務課	
發 信 日 時		發 信 日 時		發 信 日 時		發 信 日 時		發 信 日 時		警電 一〇〇五番	
										直通電話又ハ 赤坂三六七番	
取 扱 者 印		取 扱 者 印		取 扱 者 印		取 扱 者 印		取 扱 者 印		氏 受 信 者 名	
										取 扱 者 印	

本

集

—

三

心
留
屋

3



事務官

丁巳年八月廿六日

内務省

事務官

理事官

本意(至北)之反、吾等、福是
号在、

右在、
右在、

本日神戸塔一上陸スル「オツパンハイマー」、記事取扱ニ

因ハ福兵人カヲ以テ持ニ
事、テハ、
盟邦独逸ト、友好
係ヲ念頭ニ、軍中ニ、陸軍ニ、敵

迎の記事、
掲載セザン、
但記事、
編輯上、
而、
相

成

11

其ノ一

内務省

三月廿九日

圖書課長

事務官

理事官

東京市也農行情報通信社

指道手案

東京市也農行情報通信社 (東京市也農行情報通信社) 大阪三社 愛知三社 名古屋三社 生田三社 三社

七月八日 衆議院 多業委員會 第四分科 人

新水石、代議士、所屬閣、對之、海軍大臣、答

二、閣下、内政改革、至、海軍統制、及、企画院改

組問題等、付際、海軍大臣、閣下、意見

根本的對之、上、報告

閣下、對之、向、下、也、斯、如、未、也

多
少
一
二
三

中外	都	國民	報知	讀賣	日日	朝日	同盟	電話先
至自 一六 五五 五五 三一	至自 三三 一一 〇〇 九一	至自 五五 五五 五五 九〇	至自 〇〇 五五 六五 一一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五一	
月	月	月	月	月	月	月	2月	電話
日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	日後 前	14日	日
時分	時分	時分	時分	時分	時分	10時 45分	時分	時
西井	陽良	坪山	杉田	梅草	加	八木	平路	受信者名
				白高				取扱者印

二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十

金
座
院
改
理
同
盟
會
社
指
導
部
門

送
取

警保局長	
圖書課長	
事務官	

東京日日刊

二月九日 刊版

米内海相注目の答弁

必要の最少限度内で

海軍新計畫を進行

軍備の爲の「亡國」排す



二月下旬追加として提出される海軍新計畫の内容に關しては無條件に新東亞の情勢に對照して相當なものと豫想されてゐるが、八日の衆議院海軍分科會において水谷長三郎氏(駐大)の「生産力の擴充、物産計畫、更に國民生活の安定等とにらみ合せて大國防算が現下の國內情勢に對して如何なるべきかを考へてゆくか」との質問に對し米内海相より新國防計畫の概要に指圖し左の如く明快に答弁しその要旨を明らかにした【實業は釜中の米内海相】

なほ最少限度に止むべきものであるといふことはいひ得ると思ひます。従つて陸軍も必要なる最少限度でありませう。海軍としても必要なるもの、最少限度、これを考慮の上において諸般の計畫を進めてゐるのであります。諸般の計畫といふことになると自然に陸軍、海軍、生産力擴充、生産力擴充の中には軍備のことも考へなければならぬし、また民生のことも考へなければならぬ、また人的要素なども併せて考へた上、豫め考へておいてこの限度ならば今の日本の国力から考へて進めて行けるだらう、さういふ見地から考へて海軍の軍備計畫を進めてゐるのであります。出来ぬことを要求せんとするのではなく、また軍備はかり出来てもその他が死んでしまふと妙なことになると思ひます。軍備をやらんがために國が滅びるといふやうなことになると思ひます。さういふことを十分考慮した上、計畫を進めてをるのであります。その計畫たるや大體今の日本の国力で進めて行けるといふ考への下にやつてゐるのであります。

大陸根據地計畫なし 八日午前の衆議院海軍分科會において中山議員(民)は今後南支方面に海軍根據地を設ける意向があるか否かを質したに對し米内海相は左の如く答

統制にも自ら限度

急激な改革を避けよ

水谷長三郎氏の現下の對策せる國內情勢に對照するため國內情勢に對照して必要なきやとの質問に對して海相は左の如く答へられたる所を明らかにした

【本社記者】海軍として對國防の要から相當の考へは持つてゐるのであります。しかし一國の國政といふことになりますとわが海軍がひとりかれこれいふべきものでもなしまた陸軍がひとりかれこれいふべきものでもないと思ふ、要するに政府において國內の状況關係等を考慮した上でやるべきことと思ひます。海軍としては余り強を大きくしてさういふことを海軍独自の見解などといふことをいふとは一つも考へてをらぬのであります。それはそれとして只今の經濟情勢の改革はその他の改革について何か進行すべきことがあるかといふ點を問ふたやうであります。質は私軍人でありまして經濟のことにはよく知らぬのであります。

【本社記者】統制經濟と申しましたも自ら限度のあること、考へるのであります。何も統制といふことになりますとつづ一に生産の統制をやらなければならぬ。その次に配給の統制をやらなければならぬ、おしまひには消費の統制をやらなければならぬ、おしまひにすれば恐らく國は「びるだらう」と思ひます。そこに統制の程度といふものはどこかになければならぬと考へる、また自由經濟と申しましたも統制といふものであり

【本社記者】統制といふものは恐らく行はなからうと思ふ。さうすると人のいふ自由經濟と人のいふ統制經濟ととの間に何か一つの見きほめがあるであらう。かういふことだけはいへるだらうと思ふ。さういふ考へから、現狀の經濟機構を考へてみますと、自分としてはもう少し改正の余地はないだらうか、しかしこれとてもラチカルな改革をやりますと所謂角を矯めて牛を殺すといふことになるのであります。そこはラチカルではなしに所謂リベリオンナルでなく、エボリニオンナルにやつて行く必要があるのではないかと考へてをります。

圖書課

警保局長	
圖書課長	
事務官	

中央新聞

運府郵
2月1日
刊版

海相の重大發見 政治的に益す

注目さる、関



きに難し、海相をめぐって論議してある模様だが、愛國陣營、革新陣營方面では、米内海相の時局認識は我等のそれと相當の隔たりありとなし、敢て支持的態度に出ることを躊躇して居り、また此の問題は、平沼内閣の最後まで色々な形で影響するであらうと観てゐる（写真は米内海相）

去る八日、衆議院分科會（海軍擴張）に於て米内海相が重大なる聲明をなしたが、これは平沼内閣の事變處理方針に内政改革問題に際し、今後展開する所多しものとして重視されてゐる。即ち海相は

(一) 經濟方面の統制を積極的に斷行する事に對し、多少の異論を有してゐること

(二) 企劃院の改組については必ずしも反對ではないが、所謂擴大強化して重大權限を與へる事に就ては反對である模様

(三) 一方平沼首相は、同日夜記者團と會見せし時に企劃院の擴大強化は緊急なる事を言明して居り、又陸軍側も大體に於て首相同様の見解を有してゐるものと見られる、されば米内海相の言明に徴して平沼首相の内政處理方針と完全に合致するかどうか若干の疑問ありとし、政界方面では頗る此の點を重視してゐる、此の問題は、將來政治的に色々な影響を生むことを懸念されるので、外部方面では海相言明の要

米内海相の言明は、大體に於て首相同様の見解を有してゐるものと見られる、されば米内海相の言明に徴して平沼首相の内政處理方針と完全に合致するかどうか若干の疑問ありとし、政界方面では頗る此の點を重視してゐる、此の問題は、將來政治的に色々な影響を生むことを懸念されるので、外部方面では海相言明の要

警保局長
圖書課長
事務官

2月9日
刊版

音録會議亞興

兩院とも本會議は、委員會議
ばかりが開かれた。貴院の委
員會は、衆議院だけでこの日は
平沼首相も引張られて、野井
をしながら、議院の議事録は
これで一應終了した。
衆議院の委員會議は、
豫算各分科會と赤
字公債法案委員會
が議事を行ひ、森林
法改正、軍馬官制
保護法の兩委員會
は委員長、理事の
互選をしただけ。
豫算分科會はこの日、打ち切りと
なつたが海軍分科會で米内海相
は重要質問をなし注目された。
即ち水谷長三郎氏（社大）の質
問に對して海相は、「國內海軍機

内政改革と陸海軍の見解

改革の必要はあるとはあ
るが急遽にやつてはゆかり、漸
進的にやるべきだ、統帥權に
しても自ら限度がある」とその
見解を明らかにした。革新政策
に關する海軍の考へ方は別に海
相から説明がなくても國民は大
又急遽なことを考へてゐると云
ふ點ではない」と云ふ説明を思
ひ合せると、結局大きな違ひは
はないとも考へられる。
然しこの日同じく海軍分科會
で海相が企業院總裁を無任所
大臣にすることに反對した各
大臣の中で、「企業院の内容の充
實増強は必要だが改組擴大は
必要ないと思ふ」と明確にい
つてゐるのは、板垣陸相が去
る四日の國軍分科會で企業院
の擴大強化の必要を強調して
ゐるのに比べると明らかに見
解に相違があるやうだ。
政府提出の法案は一件もなし。
外務分科會では有田外相が輔
見附輔（民政）野井重治（第
一）星一（政友）諸氏の質問に
答へて英米の對日共同歩調は
重視の必要なしと説明した。
これで五日間にわたる分科會も
終了し九日は各派の黨議決定の
院取りとなつたが無修正原案通
過は間違ひないところ、この日
政府提出の法案は一件もなし。

圖書課

警保局長
圖書課長
事務官

國民新聞

2月7日 刊 版

艇速快

▼政治、経済等の改革政策に關して、陸海軍當局の意向をたゞすことは、近年の議會の習慣のやうになつてゐる。海軍部以來、わが國の外的條件がいちいちしく急迫して先づ國防國家的形勢を鑑へる必要が起り、それが政治的な革新に先行したために、軍部は實際な國防の範圍を越えて、具體的な政治にまで立入らざるを得なかつた。「軍人の政治干渉」の問題がやかましく論じられたのも、それがためであるが、事實は軍部が古いみづからの領域に

たてこもつてゐたのでは、必らず國防の充實もできなかつたのである。ところが、近來は逆に政治革新の推進力として公然軍部を認めるのが、いはゆる政治家の常識となつたらしく、口を開けば軍部意見の如何と来る。

求心的な政治力

▼きのふの憲法分科會でも同様の問があつたが、これに對し海相は「一國の國政は陸軍、海軍が握り云々すべきものでなくして政府として考へべき事である。従つて特に軍を大にして海軍の意思表示をのまゝに運用させるには餘り行ふ考へはない」といふ意味の答へをしてゐる。それは陸軍の閣僚も、たゞその場かぎりの問答に終つたのだ。

▼支那事變の進行にしたがふものは、漸進的であつた。だから政治の權威を復興し、これによつて統帥の完全を期することを意味する。それがためには、何よりも、日本の政治そのものが自主的に革新されて、軍部をして安んじてその本然的な分野に専念せしめるやうにしなければならぬ。

▼これほどの戰爭を外に向つてなしたつゝある軍部に、政治や經濟の意見を質し、それに従ふしやうとする政治家は少くとも政治家の名に値しないものだ。政治に求心的な力がないと、かういふ便宜主義的な現象ばかりが横行するやうになる。

警保局長	
圖書課長	
事務官	

新聞新報

2月9日
刊版

昨日の議會から

米内海相の發言

今議會開會以來の壓巻!

緊要緊要分科會における米内海相の發言は海軍の國防と政治に對する根本精神を述べたものとして今議會開會以來注目すべき重大發言だ、米内大將の言葉に要約すると(一)軍人は政治に關與すべからず(二)國防は政治的運用による(三)政治的運用には編制的方法を採擷する、といったものに解離して好い、統帥と政治の關係をわが海軍の立場から大膽率直に語つ

たのが海相の發言であるが、これに次いでさらに企業院組織大に對する海軍の態度をも闡明した

× × ×

これまで陸軍方面一部の案と稱せられ、あるいは企業院内部の改革案として傳へられたものは、企業院の組織機構を全面的に改革して政治、國防、實業、法、郵便、郵便、郵便などの各部門を統括する無任所大臣を充て強

力なる總理大臣のスタッフとする狙いと聞く、憲法の上では總理大臣が各大臣に比して優位にたつとができない、そこでこの方法を實現するときは實際的に總理大臣が強大な権能を擔ひ得る、改革案の目指すところは、この點にも大きな機關がある、つまり海軍の總務處に似たものだ

× × ×

この案は廣田内閣の中央行政機構改革案でも組上りのほつたことがある、先般平沼海相、海軍總長、海軍大臣から推挙して海軍では海軍大臣案を盛り、内閣から推挙すべきである、にも米内大將の發言が傳はれて面白かつた

院機構の整備は必要だが、院務(ボリト・ビュロー)化するのは、海軍不可と斷定したのである、海軍または企業院から海内閣に向つて近く正式に擴大改革案が提出されようといふ、先づ海軍に重大發言すべき發言だ

× × ×

米内大將は海軍をだてて海軍の東北、小島を心もち左右に動かす、諸々ながら莊重に、一語々々洩らしてゆくのを聞き、海軍はまじく分科會も暫時は、はなはだしくなく、海軍の發言は無理もなかつた、海相の發言が内閣から推挙すべきである、にも米内大將の發言が傳はれて面白かつた

圖書課

やまと新聞

刊夕日十

雲南に中山
英大蔵官更迭
大嶽新校舎

天気予報
（中略）

雲南に中山
（中山が雲南に到着）

英大蔵官更迭
（ロンドン九日電）

大嶽新校舎
（東京九日電）

海相の重大發言!

政治的に益す微妙

注目さるる、閣内外の動向



海相の重大發言は、閣内外の動向を注目に値する。政治的に益す微妙な発言であり、閣内閣外ともに注目されている。

前チエツコ
大統領訪米
（ニューヨーク九日電）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

（中略）

待望の海南島上陸

今曉精銳部隊の奇襲成功す

【大本營陸海軍部公表昭和十四年二月十日午前九時五十五分】 我陸海軍の精銳部隊は今曉密なる協同の下に海南島の奇襲上陸に成功し目下進撃中なり

臺灣より大きい海南島

【東京十日電】 海南島は臺灣より約二倍の面積を有し、人口も約二倍に達する。我軍は上陸後、島の中心部を占領し、島の全境を掌握する。

全支沿岸海上封鎖の強化と

雲南ルート南支へ重壓倍加

我が陸海軍精銳部隊の海南島奇襲上陸に關しては別項の如く十日午前九時五十分大本營陸海軍部より公表されたが今回の海南島奇襲は事變發生以來實施し來たりし全支沿岸海上封鎖の一段強化を期すると共に廣東漢口攻略以來敵が唯一の武器運搬路として頼りにする雲南ルート其他南支に重大なる壓迫を加へるものであり諸外國の權益を侵害する如き意圖は毛頭存してゐないものであるが之が露石一派の抗日政

聯外交の再轉換

孤立から協調への兆

（東京九日電） 聯外交の再轉換は、孤立から協調への兆を示している。これは、国際情勢の急激な変化によるものである。

昭和軍神傳 [35]

（西住大尉）
永松淺造作



（中略）

新年度豫算市會開幕

愈々十二日から質問戦

注目大波瀾豫想さる



東京市昭和十四年度豫算を審議すべき市會本會議は、いよいよ今日午後三時より開幕。時頭宮城道雄、卓軍市長の武運長久祈願と感謝決議を行つて後、小橋市長より施政演説及新年度の豫算大綱の説明あつて午後四時散會した。十一、十二の兩日は休會、十三日より質問戦に入り十五日までに十六名の質問を打切り議案審議に入る筈である。而して三邊助役より新規事業豫算の細目説明あり全豫算案を例年通り普通、電氣、水道、中央の四委員の委員附託として廿日から委員會を開き三月十五日までに新年度豫算の成立を見る筈で、此の間大波瀾が豫想されて居る。

ハイヤーも統制

圓タクから轉向續出に

一日百四十軒前後を廻るともいふハイヤーの統制は、いよいよ今日午後三時より開幕。時頭宮城道雄、卓軍市長の武運長久祈願と感謝決議を行つて後、小橋市長より施政演説及新年度の豫算大綱の説明あつて午後四時散會した。十一、十二の兩日は休會、十三日より質問戦に入り十五日までに十六名の質問を打切り議案審議に入る筈である。而して三邊助役より新規事業豫算の細目説明あり全豫算案を例年通り普通、電氣、水道、中央の四委員の委員附託として廿日から委員會を開き三月十五日までに新年度豫算の成立を見る筈で、此の間大波瀾が豫想されて居る。

市水道局人手難

泣き顔に蜂の擴張課

東京市水道局の蜂の擴張課は、いよいよ今日午後三時より開幕。時頭宮城道雄、卓軍市長の武運長久祈願と感謝決議を行つて後、小橋市長より施政演説及新年度の豫算大綱の説明あつて午後四時散會した。十一、十二の兩日は休會、十三日より質問戦に入り十五日までに十六名の質問を打切り議案審議に入る筈である。而して三邊助役より新規事業豫算の細目説明あり全豫算案を例年通り普通、電氣、水道、中央の四委員の委員附託として廿日から委員會を開き三月十五日までに新年度豫算の成立を見る筈で、此の間大波瀾が豫想されて居る。



首相總親和再説明

祝酒を現金に替へ今度喧嘩せぬ様と あすルンペン君を賑はす

祝酒を現金に替へ今度喧嘩せぬ様と あすルンペン君を賑はす。首相總親和再説明。祝酒を現金に替へ今度喧嘩せぬ様と あすルンペン君を賑はす。

四月結成大會

五日間に亘り東大市聯盟

四月結成大會。五日間に亘り東大市聯盟。四月結成大會。五日間に亘り東大市聯盟。

充審通り無期懲役

千葉の強盗殺人事件

充審通り無期懲役。千葉の強盗殺人事件。充審通り無期懲役。千葉の強盗殺人事件。

混砂搗米の有害に

注意ビラ各家庭に配布

混砂搗米の有害に。注意ビラ各家庭に配布。混砂搗米の有害に。注意ビラ各家庭に配布。

お坊ちゃん

女給の心中

お坊ちゃん。女給の心中。お坊ちゃん。女給の心中。

日本電氣を告訴

田中派選挙

日本電氣を告訴。田中派選挙。日本電氣を告訴。田中派選挙。

上杉謙信麾下の重長が 愛用の名物本庄正宗傳

名物本庄正宗

上杉謙信麾下の重長が 愛用の名物本庄正宗傳。名物本庄正宗。上杉謙信麾下の重長が 愛用の名物本庄正宗傳。

日本刀と武士道。日本刀と武士道。日本刀と武士道。

お坊ちゃん。女給の心中。お坊ちゃん。女給の心中。

Advertisement for various products including medicine (胃腸病), gold and silver (白金), and other goods. Includes text like '胃腸病', '白金', '金銀', 'ライオン', '選任', '特別', '選任', '特別', '選任', '特別'.

策違反者を 断乎彈壓

各所に通達

各所に通達し、断乎彈壓するに依り、各所に注意せしめられたる。...

混砂搗米の有害に

注意ピラ各家庭に配布

混砂搗米の有害なる事、各家庭に注意を促すため、...

劫懲役

盗殺人事件

盗殺人事件の犯人、劫懲役に処せられた。...

春陽會展

四日から

春陽會展は四月四日から開催される。...

お坊ちゃん

女給の心中

お坊ちゃん、女給の心中を破り恥じて。...

日本電氣を告訴

役員に五重罰

日本電氣の役員に五重罰を科せられた。...

田中派選挙

けふ判決

田中派選挙のけふ判決。...

ライオン歯磨

國産新發明

ライオン歯磨、國産新發明。...

あすのメモ

あすのメモ (十二日)

日本郵船會社

船名	往	出帆日
大和丸	神戶	四月九日
大和丸	神戶	四月十四日
大和丸	神戶	四月十九日
大和丸	神戶	四月二十四日
大和丸	神戶	四月二十九日

壯眼水

はげ抜毛薄毛



胃腸病院

院長 川島慶一

萬磨石鹼

製造元 長瀬商會

白金

白金 白金屬

電のこま

手頃の大きさ、組み立て簡単、完全な製法、入念な製法



亀の子

手頃の大きさ、組み立て簡単、完全な製法



八奇應丸

小兒五疳虫一切の藥






海貴來

大脳休養

特選雛人形

我が國古来の優美な内裏雛を始め、道具類、雛菓子・白酒等華やかに各種取揃へ



松屋 銀座五階 浅草五階

中小商工資再補償

一ヶ年限度撤廢

商工省議會に提出

中小商工資再補償法は、昭和十四年六月二十七日公布、同月二十八日施行された。この法律は、中小商の工資を補償することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。しかし、この法律は、中小商の工資を補償するに十分な効果を得られなかった。そこで、商工省は、この法律を撤廢し、中小商の工資を補償するに十分な効果を得られるように、中小商工資再補償法を改定して、昭和十五年六月二十八日から昭和十六年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行することを、商工省議會に提出した。

落綿の配給統制

商工省・協議會を設置

落綿の配給統制は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、落綿の配給を統制することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。しかし、この法律は、落綿の配給を統制するに十分な効果を得られなかった。そこで、商工省は、この法律を改定して、昭和十五年六月二十八日から昭和十六年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行することを、商工省議會に提出した。

生糸減産防止に賞與金交付

生糸減産防止に賞與金交付は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、生糸減産防止に賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

米穀會社法案に大藏省は賛成

米穀會社法案に大藏省は賛成は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、米穀會社法案に大藏省が賛成することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

工業界の重鎮 平坂英則氏

工業界の重鎮 平坂英則氏は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、工業界の重鎮 平坂英則氏に賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

日本電機機械株式會社社長 藤橋寅五郎氏

日本電機機械株式會社社長 藤橋寅五郎氏は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、日本電機機械株式會社社長 藤橋寅五郎氏に賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

戦時下産業界の人を語る

戦時下産業界の人を語るは、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、戦時下産業界の人を語るに賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

運進に飛躍

運進に飛躍は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、運進に飛躍に賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

吾國 欲論

吾國 欲論は、昭和十四年六月二十八日公布、同月二十八日施行された。この法律は、吾國 欲論に賞與金を交付することを目的として、昭和十四年六月二十八日から昭和十五年六月二十八日まで、一ヶ年限度で施行された。

十一月分労働統計

十一月分労働統計は、昭和十四年十一月の労働状況を調査した結果を示している。この調査によると、十一月の労働者は、前年同月と比べて増加した。これは、戦時下の需要増加によるものである。また、労働者の賃金も前年同月と比べて増加した。これは、労働者の労働力不足によるものである。

日満アルミ 倍額増資

日満アルミ 倍額増資は、昭和十四年十一月に実施された。これは、日満アルミの業績が好調であったことによるものである。

都心店協會 創立總會

都心店協會 創立總會は、昭和十四年十一月に開催された。これは、都心店の利益を保護することを目的として開催された。

肥料割當制 七月に實施

肥料割當制 七月に實施は、昭和十四年七月に開始された。これは、肥料の配給を統制することを目的として開始された。

本日の會合

本日の會合は、昭和十四年十一月に開催された。これは、各社の代表者が参加して開催された。

横濱港出入船舶

横濱港出入船舶は、昭和十四年十一月の船舶出入状況を調査した結果を示している。この調査によると、十一月の船舶出入は、前年同月と比べて増加した。

映画

彌生芝居の顔觸れ

中心は團菊祭劇

各座何れ異色の陣立

彌生芝居の顔觸れは、昭和十四年十一月に開催された。この芝居は、中心は團菊祭劇であり、各座何れ異色の陣立であった。これは、観客の注目を集めた。

勸進帳と 若い三俳優

勸進帳と 若い三俳優は、昭和十四年十一月に開催された。これは、若い俳優の活躍が注目を集めた。

春シーズンの豪華版 各社の計畫

春シーズンの豪華版 各社の計畫は、昭和十四年十一月に発表された。これは、各社の春シーズンの活動計畫を示している。

望郷

望郷は、昭和十四年十一月に開催された。これは、郷土愛をテーマとした芝居であった。

花鏡 化畫映

花鏡 化畫映は、昭和十四年十一月に開催された。これは、花鏡の物語を映画化したものである。

樂屋雀

樂屋雀は、昭和十四年十一月に開催された。これは、樂屋雀の物語を映画化したものである。

動騷芋川摩多 誰は人犯

動騷芋川摩多 誰は人犯は、昭和十四年十一月に開催された。これは、動騷芋川摩多の物語を映画化したものである。

ハルビン交響 管絃樂家朝

ハルビン交響 管絃樂家朝は、昭和十四年十一月に開催された。これは、ハルビンの交響曲を演奏したものである。

佐野周二 演

佐野周二 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、佐野周二の活躍が注目を集めた。

中野実 演

中野実 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、中野実の活躍が注目を集めた。

若原雅夫 演

若原雅夫 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、若原雅夫の活躍が注目を集めた。

日守新一 演

日守新一 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、日守新一の活躍が注目を集めた。

佐野周二 演

佐野周二 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、佐野周二の活躍が注目を集めた。

中野実 演

中野実 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、中野実の活躍が注目を集めた。

若原雅夫 演

若原雅夫 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、若原雅夫の活躍が注目を集めた。

日守新一 演

日守新一 演は、昭和十四年十一月に開催された。これは、日守新一の活躍が注目を集めた。



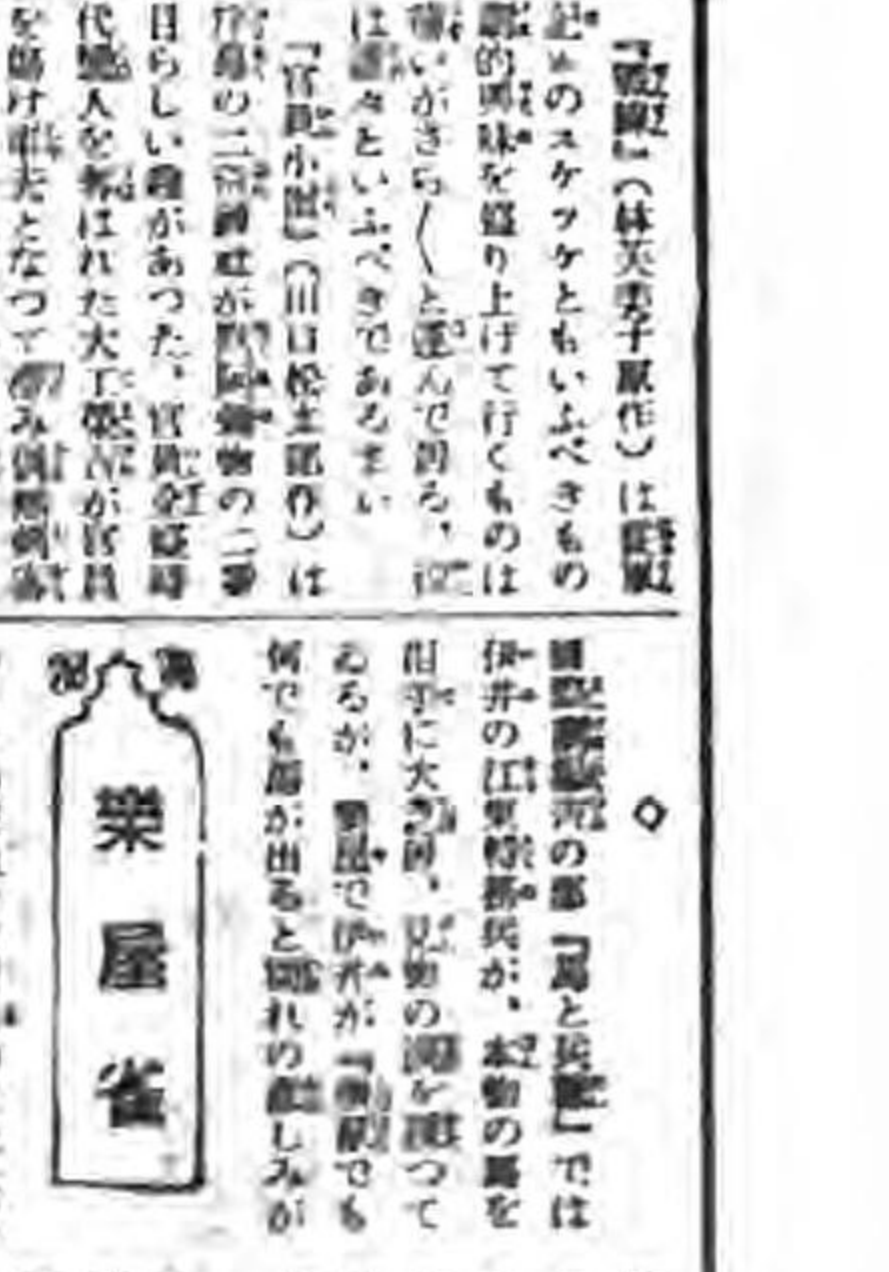
佐野周二 演



中野実 演



若原雅夫 演



日守新一 演

种 卷 好 二 海 高 耕 耕 思 念 二 卷 小 山 以 展 士

卜 悔 涉 军 文 臣 卜 一 行 八 七 名 何 疑 雁 岩

八 比 事 揭 戴 焉 子 每 五 三 三 廿 岁 人 言 连 路

卜

Handwritten notes in the left margin, including the characters '卜' and '八'.

卜

手配票

香川	廣島	石川	新潟	北海道	宮城	福岡	愛知	大阪	警視廳	電話先
月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	月 日 後前 時 分	通牒日 時
						氏名	氏名	氏名	廣富	受信者 氏名
										取扱者印
各殖民地當該官		各廳府縣警察部長		發信先		電報手配		憲兵司令部		電話通報先
月 日 後前 時 分		發信日時		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		月 日 後前 時 分		通報日時
		取扱者印								受信者 氏名
										取扱者印

八社指導

中外	都	國民	報知	讀買	日日	朝日	同盟	通話先	通話日	時	受信者名	取扱者印
至自 一五五 一五五 三一	至自 三三 一〇〇 九一	至自 五五 五五 五九〇	至自 〇〇 五五 六五 三一	至自 一一 一一 一一 九〇	至自 〇〇 三三 三三 一一	至自 〇〇 一一 四三 一一	至自 二二 一一 二二 五	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3月2日	〃	〃	〃	〃	〃
日後 前 5時 分	日後 前 5時 分	日後 前 5時 分	日後 前 5時 分	日後 前 5時 分	日後 前 5時 分	日後 前 4時 5分	日後 前 時 分	〃	〃	〃	〃	〃
福 田	小 山	唐 島	後 藤	鷗 本	岩 下	北 野	天 路	〃	〃	〃	〃	〃
			牛 記				珍 次					

圖書課長

事務官

理事官

農林省 内閣課 電

話 (三月十日午後八時)

豫^テ申配慮相煩之居^ハ米穀會社法案ニ関^シ

農林省工大臣各省ノ意見一致之近^ク閣上程ノ上

議會提出ノ運^ハ立到^リタル旨ノ發表^ヲ本大臣

談話ノ形式ニ依^リ爲^シタルニ付申考^ス考^ス点^ニ

内務省

信濃

